

兵庫県医療的ケア運営協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、兵庫県内の学校における医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会（以下、「運営協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 兵庫県内の学校における医療的ケアの実施体制の整備に関すること
- (2) 医療・保健・福祉等関係機関との連携に関すること
- (3) 教職員等の資質向上に関すること
- (4) 小中学校等における医療的ケア実施上の課題等に関すること

(組 織)

第3条 運営協議会は、委員 15 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから県教育委員会事務局特別支援教育課長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 保護者等

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任をさまたげない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営協議会に委員長、副委員長を各1名置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は運営協議会を総括し、これを代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会 議)

第6条 運営協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数の出席によって開く。
- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第8条 会議を開いた時は、議事の概要を作成する。

2 議事の概要は公開する。

なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

(事務局)

第9条 運営協議会事務局は、県教育委員会事務局特別支援教育課に置く。

(謝金)

第10条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

ただし、県職員（学識経験者として就任する大学教育職の県職員を除く。）及び県費負担教職員にあつては支給しない。

2 第6条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第11条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

2 第6条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。

(庶務)

第12条 委員会に関する庶務は、特別支援教育課において行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年5月9日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日をもって効力を失う。

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、特別支援教育課長が召集する。